

第六回 岐阜広域合併協議会開催

第六回岐阜広域合併協議会が十月二日、岐阜商工会議所で開催され、次の事項について協議が行われました。

承認された事項

地方税の取り扱いについて
補助金等の取り扱いについて
交通関係事業について
商工・観光関係事業について
建設関係事業について
特別職の身分の取り扱いについて

継続協議となった事項

児童福祉事業について
上・下水道事業について

これらの内容については、今月の広報紙とともにお届けした「岐阜広域合併協議会だより第六号」に掲載してありますのでご覧ください。

乳幼児医療費助成について

第四回から引き続き協議を行っている児童福祉事業についての審議があり、とりわけ乳幼児医療費助成について様々な議論が交わされました。

笠松町の委員の委員の意見など

現在の笠松町が十五歳まで無料だからそのまま継続ということではない。二十一世紀は人口減少の世紀であり、将来に向かっての的確な判断をし、子供を育てやすい独自の政策が必要である。

岐阜市は近隣の市や町に政令指定都市を目指した働きかけを行ってきた。住民は希望と期待を持っている。今ここで結論を出すよりも、もっと議論を深めていきたい。

将来を見据え、何か特色のある岐阜市となつてほしい。今の案のままでは、金太郎飴のように、他のまちと同じく平凡なまちになってしまうので



「乳幼児医療費について意見を述べる笠松町の委員」

はないのか。児童福祉の総合的な支援とは、言い換えれば点と点の支援であつて、ずっと続く線の支援が大事なのではないか。それがまさしく義務教育終了まで続く医療費無料ではないのかと思つた。

他市町の委員の意見など

合併後の財政状況を考慮して検討してはどうか。
少子化対策の必要性の異論は

ないが、乳幼児医療費を拡大するよりも、継続的に展開していくことができるような施策が必要である。

人口対策は地域間競争で、都市間の政策が問題である。人口が減ると財政も厳しくなるし、家庭の崩壊にもつながる恐れがある。入院は義務教育終了まで、外来は就学前までという折衷案でどうか。

児童福祉事業は優先順位の問題であり、夢のあるすばらしいまちをつくるための基本は財政基盤である。そのためには安定的な都市基盤を築かなければならない。

これらの意見を踏まえ、十月八日、協議会会長(岐阜市長)から各市町へ「外来は小学校就学前まで」「入院は義務教育終了まで」を助成の対象とする調整案が示されました。

この調整案をもとに十一月四日の第七回協議会で話し合われることとなります。

下水道受益者負担金制度について

今回の協議会で提案された項目の中で下水道受益者負担金の取り扱いについては、笠松町では未整備区域にかかる受益者負担金相当額を全ての受益者に賦課し、その他の市町は現行のとおりとする内容の調整案が示されました。

下水道受益者負担金については、合併協議会を構成する市町のなかでは、笠松町だけがこの制度がありません。この制度がないまま合併すると、合併の基本体性の確保に反し、合併の障害となることが予想されます。

この協議については、合併により町民の皆さんに新たな負担を強いることであり、説明と理解が必要であるためにこの協議を継続するように述べ、次回の協議会でも引き続き協議することとなりました。

